

阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する
条例を廃止する条例の制定について

阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例を
廃止する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の換地処分に伴う清算
事務の完了に伴うため。

阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例（令和３年伊丹市条例第　　号）
阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和６０年伊丹市条例第３５号）は，廃止する。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。